

簡易課税の飲食料品販売分納税額〇に、給付付き税額控除に年収の壁対策加算

飲食料品消費税率の引下げ・給付付き税額控除制度の全貌

政府は9月15日、飲食料品の消費税率引下げに伴い導入される特例措置や、給付付き税額控除制度を盛り込んだ「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定した。

令和9・10年度における飲食料品の消費税率1%（国税0.78%、地方税0.22%）への引下げでは、簡易課税事業者やインボイスの2割特例・3割特例の適用者について、飲食料品販売分の売上税額と同額を仕入税額とみなして控除する特例を創設する。これにより、みなし仕入率にかかわらず、飲食料品販売分の納税額はゼロとなる。中間申告では、飲食料品に1%の税率を適用して再計算した前年税額を基に、中間納付額を算定できることとする。また、総額表示への対応が困難な場合は、消費者の誤認を防ぐ措置を条件に、税率変更前後の最大各2か月間、変更前後いずれかの税率による税込価格の表示を認める。ただし、税抜価格のみの表示は認めない。

給付付き税額控除制度では、「年収の壁」に直面し、実際に社会保険料を支払った者には「就業促進特例加算」を時限的に設け、給付を手厚くする。令和11年度の本格導入に向け、高所得者に配偶者の氏名や個人番号の提出などを求める。

政府・与党は今般の大綱を踏まえ、秋の臨時国会で関連法案の早期成立を目指す。

》飲食料品消費税率の引下げ



簡易課税事業者、2割・3割特例適用者は売上税額と同額を仕入税額として控除可

飲食料品に係る消費税率の引下げは、税務実務、価格表示、資金繰りなど、幅広い分野に影響を及ぼす。そこで、以下の各種特例・経過措置を実施する。

中間申告制度の特例

中間申告の納付額は、原則として直前の課税期間の確定消費税額を基に算定される。このため、税率引下げ（8%→1%）によって売上税額が大幅に減少することに伴い、確定申告では還付が見込まれる事業者であっても、前年実績を基に算定する方式では、税率引下

げ後の実際の税負担に比べて高額な中間納付が一時的に生じる可能性がある。

そこで、令和9年4月以降の中間申告期間を対象に、前年の課税実績について、飲食料品に新税率（1%）を適用して再計算した税額に基づき中間申告の納付額を算定できる「中間申告制度に係る特例」が導入される。

また、税率8%への復元直後の中間申告においては、飲食料品の税率が1%だった直前の課税期間の納付税額ではなく「8%で再計算した納付税額」に基づく中間申告を可能と

【表】 総額表示義務の特例の適用スケジュール

特例の適用期間	実際に適用される税率	特例で表示できる税込価格	値札の位置付け
令和9年2月1日～3月31日	8%	1%で計算した税込価格	引下げ後の値札を先に使える
令和9年4月1日～5月31日	1%	8%で計算した税込価格	引下げ前の値札を残せる
令和11年2月1日～3月31日	1%	8%で計算した税込価格	8%への復元後の値札を先に使える
令和11年4月1日～5月31日	8%	1%で計算した税込価格	減税期間中の値札を残せる

し、確定申告時に多額の追加納税負担が集中することを回避する。

予約販売や通信販売における経過措置

税率変更日をまたぐ継続的な取引への配慮として、過去の税率改正時と同様の経過措置が講じられる。税率変更日の「3か月前」を指定日とし、一定の要件を満たす取引については、税率引下げ後に商品を引き渡す場合でも旧税率の8%が適用される。具体的には、①指定日前に締結した「定期継続供給契約による予約販売」（食材の定期購入など）のうち、税率引下げ前に対価を受領した部分と、②指定日前に販売条件を提示した「あらかじめ提示した条件に従って行う通信販売」（中元・歳暮などのカタログ販売）のうち、税率引下げ前に申込みがあった商品については、旧税率8%を適用する。

一方、2年後に税率を8%へ戻す際は、引上げ時期があらかじめ明らかで、契約変更等の対応が可能であるため、同様の経過措置は設けられない。

総額表示義務の特例

消費者の利便性を考慮し総額表示義務は維持されるが、値札貼り替え等の混乱を避けるため、価格変更が間に合わない場合に、店頭で「旧税率に基づく価格表示であり、レジで新税率にて精算する」といったPOP掲示など誤認防止措置を講じることを条件に、税率変更前後の最大各2か月間、変更前・後の税率に基づ

く税込価格を表示できるようにする（表参照）。

なお、中小企業団体や小売団体等が求めている「税抜価格（本体価格）のみ」の表示は引き続き一切認められない。

簡易課税の特例

仕入税額の還付を受けられない簡易課税事業者（およびインボイスの2割特例・3割特例適用者）が飲食料品を販売する場合、激変緩和措置として業種区分（みなし仕入率）にかかわらず、「売上税額と同額」を仕入税額とみなして控除できる特例を創設する。これにより、飲食料品販売分に対する消費税の納税額は実質ゼロとなる。

簡易課税の「2年縛り」の解除

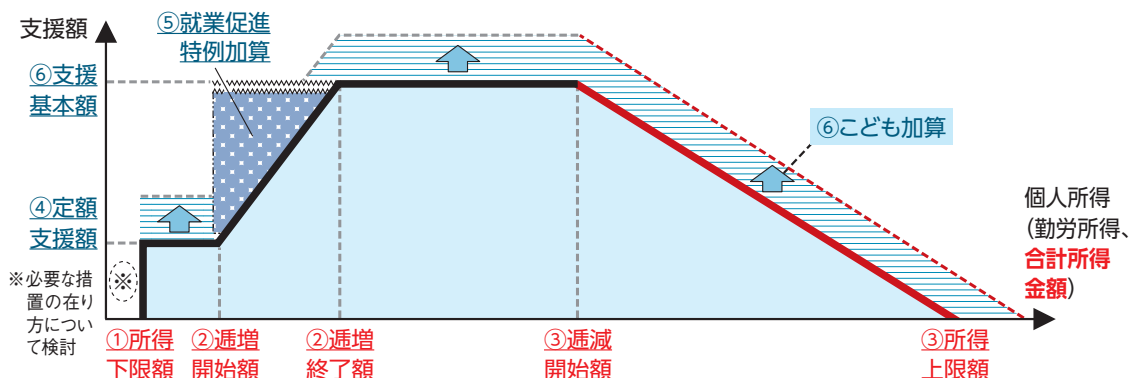
事業者の実務負担軽減策として、簡易課税制度から本則課税（仕入税額が売上税額を上回る場合に差額の還付を受けられる方式）に移行する際に必要となる届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒しするとともに、簡易課税制度を原則として2年間継続しなければならない本則課税に移行できないとするいわゆる「2年縛り」を解除する特例を導入する。

農林漁業者等への売上高に応じた給付

簡易課税事業者や免税事業者は、仕入に係る消費税額が売上げに係る消費税額を上回っても、その差額の還付を受けられない。飲食料品の減税によって、仕入れ時の消費税負担を売上げから回収しにくくなり、経営が圧迫されることを防ぐため、本則課税に移行

【図】 就業者負担軽減支援金の支給に関する考え方

就業者負担軽減支援金の支給 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載



(出典:税制調査会・社会保障制度調査会 合同会議 資料)

できず、仕入税額の還付を受けられない簡易課税・免税農林漁業者に対し、「個別の売上高に応じた金額を国が直接給付する仕組み」を予算措置で創設する。

また、店内飲食の税率は10%に据え置かれる一方、テイクアウトは1%への減税対象となる。外食事業者については、減税対象とな

るテイクアウトや中食への多角化を支援する。併せて、仕入税額が売上税額を上回る場合に還付を受けられる本則課税への移行を後押しするため、農林漁業者や食品事業者、外食事業者への相談対応や、税理士費用等の経費支援を実施する。これらの支援内容は、予算編成過程で具体化される。

》 給付付き税額控除制度



高所得者の配偶者の個人番号等を市町村に提供する仕組み等を整備

「給付付き税額控除」の正式名称は「就業者負担軽減支援金」(以下、支援金)となる。支援金は、中低所得の現役勤労者を対象に、租税および社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉えた「純負担率」を改善するとともに、「年収の壁」に伴う働き控えの解消を図ることを目的としている。これを踏まえ、対象者の要件、勤労所得や「年収の壁」に応じた支給額の算定式、マイナンバー・公金受取口座を活用した「職権」での給付など、具体的な制度設計が示されている。

制度の導入は、既に社会保障国民会議の

「中間とりまとめ」でも触れられていたとおり、行政実務や情報インフラの整備状況を踏まえ、以下の2段階(つなぎ期間と本格導入)で進められる。

1. 令和9・10年度「先行導入(つなぎ期間)」

現時点で公的機関が保有する所得情報を活用し、飲食料品の消費税率1%と、1%相当分の財源範囲内で実施する支援金を組み合わせて先行スタートする。扶養児童の加算対象を「15歳以下」とするなど経過的な期間と位置付け、全体として飲食料品に係る消費税を「実質ゼロ化」する。

2. 令和11年度～「本格導入」

高所得者の配偶者の氏名や個人番号（マイナンバー）を市町村に提供する仕組みや、16～18歳を含む扶養児童の有無と人数を把握するための申告書等の様式を整えた上で、

支援金を本格導入する。

また、扶養児童の加算対象を18歳以下に拡大し、恒久財源を確保した上で、継続的な制度として確立させる。



所得の上・下限など4つの基準により支給対象を決定

支援金は世帯単位ではなく「個人単位」で支給され、単身者のもとより、個人事業主やフリーランスも給付対象に含まれる。給付の閾値となる所得水準および支給額に対する考え方は以下のとおりだが、各種の調整を加えた結果、非常に複雑な制度となるおそれがある（前頁図参照）。

給付に係る所得の閾値

所得下限額：支援金の対象となる所得の下限。

所得の判定は、前年の給与収入および一定額以上の事業所得・業務に係る雑所得の合計を「勤労所得」として定義した上で、この金額をもとに行うことになる。この所得下限額は、課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して定めるとされている。

所得上限額：支援金の対象となる所得の上限。

所得上限額は、諸外国との純負担率（支払う税・社会保険料から受け取る現金給付を

差し引いた実質的な負担が、年収に占める割合）の違いや、諸外国の類似制度で勤労者の何割が支給対象となるか、扶養する子どもの人数に応じた支給額の上乗せも考慮し、恒久財源の確保と併せて検討する。

純負担基準額：公的年金等を受給する高齢者等について、支援金の支給対象かどうかを判断する基準。住民税額と社会保険料控除額の合計から公的年金等収入額を控除した金額も考慮するとしている。この水準は、現役勤労者が通常負担する税・社会保険料（被用者保険、国民健康保険等）の水準を踏まえて定めるとされている。

配偶者所得上限額：配偶者の所得に設ける上限額。配偶者の前年の合計所得金額がこの額を超える場合、支援金の支給対象外となる。令和11年度以降に導入し、確定申告による所得把握を強化するなどした上で、支給対象かどうかを判定するとされている。



所得に応じて支給額を増減、「年収の壁」対策やこども加算も

具体的な支援金の支給額は、純負担率の国際比較等を踏まえ、勤労所得や世帯状況に応じてきめ細かく決定される。米・英・仏の類似制度では、支給対象となる夫婦1人当たりの年収の上限は、各国の平均年収の50%前後とされる。

定額支援額：勤労所得が個人住民税所得割の非課税水準（単身者で所得45万円・給与収入119万円）である場合における支給額。非課税水準以下では所得を正確に把握しにくく、所得に応じて支給額を変えると誤支給につながるおそれがあるため、定額を支

給する。金額は、飲食料品の消費税負担の軽減措置も踏まえ、勤労者の税・社会保険料負担を考慮して定める。

逓増開始額・逓増終了額・支援基本額：支給額を増やし始める勤労所得の水準を「逓増開始額」、増額を終える水準を「逓増終了額」とする。勤労所得が「逓増開始額」を超え、一定の水準（逓増終了額。被用者保険適用要件等を考慮して定める）に達するまでは一定割合で支給額を逓増させ、就労インセンティブを高める。逓増終了額に達した後は「支援基本額」として定額になる。支援基本額については、諸外国と我が国の純負担率の差を踏まえつつ、下記のこども加算額と併せて検討する。

就業促進特例加算（年収の壁対策）：上記の逓増開始額および逓増終了額の間において、「年収の壁」に直面するパートタイム労働者等への時限的措置として、短時間労働者への被用者保険適用ライン（給与収入106万円・所得32万円）から手取りの減少が回復する水準（年収160万円程度）までの間で、実際に社会保険料を支払った者に対して行う加算措置。金額は、「年収の壁」に直面する者への給付を手厚くしつつ、それ以外の者への給付とのバランスも考慮して定める。

こども加算額：扶養児童の有無および数に応じた「こども加算」を上乗せする。金額は諸外国との純負担率の差を踏まえつつ決定する。令和9・10年度は15歳以下の扶養児童を加算の対象とし、令和11年度以降は18歳以下に拡大する。

逓減・消失：合計所得金額が一定額を超えた場合、公平性の観点から、所得の増加に応じて支給額を一定割合で減らし、所得上限額でゼロとする。減額を始める所得水準を「逓減開始額」、減額の割合を「逓減率」という。これらは、諸外国との純負担率の差や支援金による就業促進効果を踏まえ、所得上限額と併せて検討する。

このほか、支援金は「年度」を単位として支給する。ただし、令和11年度は、例外的に2回に分けて支給する予定である。飲食料品の消費税率を1%に引き下げる措置の終了に伴う負担増に対応するため、令和11年4月には令和10年度の受給資格者に先行して支給する。その後、同年秋には令和11年度の受給資格者に支給する。支給額は、いずれも本格導入後の年間支援額の半年分相当額を基本とする。なお、支援額は千円単位（端数切り上げ）となる。また、国外に居住する者には支援金は支給されない。



本人からの申請なしでも、「職権」で受給資格を認定し給付を行うことが可能に

これまでの物価高対策などの臨時給付金では、受給意思や口座情報の確認、振込エラーへの対応などが自治体の大きな事務負担となっていた。そこで今回の支援金では、行政手続きのデジタル化を進め、負担の軽減を図る。具体的には、マイナンバーで公金受取口座を登録している者については、本人による

支援金の受給申請を必要とせず、市町村長が職権で受給資格を認定し、毎年1回（認定から2か月以内）給付できるよう法制上の措置を講じる。

公金受取口座を登録していない者については、初回の受給申請時に本人の同意を得て（不同意と記入しない限り自動登録）、支援金

の受取口座を公金受取口座として登録する。登録した者は、翌年度以降も支給要件を満たしていれば、受給申請なしで給付を受けられるようにする。

さらに、国は市町村の実務を支援するため、

「支援額算定ツール」を無償提供するほか、給付事務を管理するサービスを一括契約して提供する。また、問い合わせに対応するコールセンターを設置し、ウェブサイトで受給見込額を試算できる仕組みも整備する。



費用の3分の2以上は国が負担、先行導入期は「特別交付金」で地方負担ゼロに

支援金の支給に要する費用は、国税・地方税・社会保険料の負担軽減を目的とすることから、国が3分の2以上を負担し、残余（3分の1未満）を都道府県と市町村が2分の1ずつ（全体の6分の1ずつ）負担する。ただし、地方自治体の財政運営や準備事務に支障が生じないように、以下の配慮を行う。

1. 市町村負担の100%国費補填（特別交付金）：令和9年度および令和10年度の先行導入期においては、全ての市町村に対して負担相当額を「特別交付金」として交付し、実質的な地方負担をゼロとする。本格導入以降も、普通交付税不交付団体を含めた適

切な財政手当が行われる。

2. システム・事務費の全額国費負担：制度導入に係る初期のシステム改修費や事務費の全額を国費で手当とする。
3. 地方消費税減収分の補填：飲食料品の消費税率1%（国税0.78%、地方税0.22%）への引下げに伴う地方消費税の減収分の全額を「地方特例交付金」により補填し、地方交付税総額も適切に確保する。

なお、令和11年度以降の支援金に係る恒久財源については特例公債に頼らず、歳出・歳入全般の見直しにより確保する方針が明記された。



参議院の対応によっては再可決に時間を要する可能性

大綱の閣議決定を受け、政府は各府省庁連携のもと、事業者や自治体のシステム改修・事務準備に向けた詳細情報の広報とガイドライン公表を進めることになるだろう。関連法案は、10月から開催される臨時国会で審議される予定だ。

もっとも、参議院では依然として少数与党であり、社会保障国民会議で飲食料品の消費税率の1%への引き下げに賛成した自民党・日本維新の会・日本保守党の三党を足しても過半数には届かない。憲法59条2項により、参議院が否決した法案は、衆議院で出席議員

の3分の2以上の賛成により再可決できる。一方、参議院が議決しない場合は、参議院が衆議院から法案を受け取ってから60日（国会休会中の期間を除く）が経過した後、同条4項に基づき、衆議院が参議院による否決とみなした上で再可決に進むことができる。このため、再可決による成立を目指しても、参議院の対応によっては時間を要する。消費税関連法案の早期成立に向け、政権はこうした日程上の制約も踏まえた国会対応を迫られることになりそうだ。